社会福祉法人南富良野大乗会 定款施行細則

第１章　総則

（目的）

第１条　この細則は、社会福祉法人南富良野大乗会（以下「法人」という。）定款第 42 条の規定により、法人の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めるものとする。

第２章　評議員会及び評議員

（評議員会）

第２条　評議員会は、定時評議員会及び必要がある場合（臨時評議員会）に開催し、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

２　定時評議員会及び必要がある場合（臨時評議員会）に開催する時期及び審議に付すべき事項は、次のとおりとする。

（１）定時評議員会（６月）

ア　前年度の決算報告及び事業実績報告

イ　その他、法人定款第 10 条（評議員会の権限規定の条項）に規定する事項

（２）３月評議員会

ア　翌年度の予算及び事業計画

イ　その他、法人定款第 10 条（評議員会の権限規定の条項）に規定する事項

３　必要がある場合（臨時評議員会）は、その他、法人定款第 10 条（評議員会の権限規定の条項）に規定する事項等、理事長が必要と認めるとき、または、法人定款第 12 条第２項の規定に基づき、評議員から評議員会の開催請求があったときに、理事長が招集する。

４　評議員会に議長を置き、議長はその都度、出席した評議員の互選で決めるものとする。

（評議員会の招集）

第３条　理事長は、評議員会を開催するときは、書面をもって招集日の７日前までに各評議員に通知するものとする。

２　前項の書面には、提出議案書等を添付するものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを省略して開催することができる。

（充足数）

第４条　評議員会は､議決に加わることができる評議員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

（役員等の出席）

第５条　理事長及び業務執行理事並びに監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

２　法人の事務局職員は、理事及び監事を補助するため、評議員会に出席することができる。

３　評議員会は、必要があると認めたときは、前２項以外の者の出席を認め、提出議案の内容等について意見又は説明を求めることができる。

（議題の付議）
第６条　議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
２　議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

（評議員会の決議事項）
第７条　評議員会の決議事項については、法人定款で示すものの他、法令で定められた次の事項とする。
（１）事業計画及び収支予算
（２）臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
（３）公益事業・収益事業に関する重要な事項
（４）解散
２　評議員会は、あらかじめ招集通知で定められた議題以外の事項を決議することができない。

（評議員会の決議の省略）
第８条　理事が議題を提案した場合において、評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすことができる。
２　議題の全てについての提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該評議員会が終結したものとみなすことができる。

（評議員会の運営）
第９条　評議員の決議（特別決議を除く。）は、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。
２　評議員会は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、議案の内容について説明させることができる。

（議事録）
第１０条　議長及び評議員会において選任した評議員２名は、評議員会終了後、速やかに議事録を作成するものとする。
２　議長は、議事録の正確を期すため適当と認める事務局職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。
３　議事録は、提出議案書等を添付して保存するものとする。

（欠席評議員への報告）
第１１条　理事長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び議決の結果を記録した書面を評議員会終了後原則として１４日以内に送付するものとする。

（選任手続き）
第１２条　理事長は、評議員の任期満了直前の理事会までに次期評議員となるべき候補者を選考しなければならない。
２　社会福祉法第 39 条に掲げる社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者、社会福祉法第 40 条に掲げる欠格事由・兼職禁止・特殊関係者にあてはまらない者のうちから適正な手続き

により選考するものとする。

３　理事長は、選考に当たり、次期評議員となるべき者から、事前に履歴書を徴するものとする。

４　次期評議員は就任承諾書を事前あるいは選任された日当日に理事長あてに提出しなければならない。

５　理事長は、評議員選任・解任委員会において選任された評議員に対し、委嘱状を交付するものとする。

６　評議員は、法人の理事、監事又は職員を兼ねることはでない。

（中途退任）

第１３条　評議員は、やむを得ない事由により任期の中途で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

（欠員の補充）

第１４条　評議員の欠員補充については、本細則第１２条、法人定款第７条の規定を準用する。

（評議員名簿）

第１５条　理事長は、評議員選任後、速やかに評議員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

第３章　理事会

（議決事項）

第１６条　理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

（１）予算、決算、事業計画及び事業報告

（２）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

（３）基本財産の処分及び担保提供

（４）評議員候補者の選考

（５）施設長の任免、その他重要な人事

（６）金銭の借入

（７）借入金の償還計画の変更

（８）法人・施設（事業所）の運営に関する規則の制定及び変更

（９）建設工事請負や物品納入等の契約事務（予定価格が１件 1,0000 万円を超える契約事務）、その他重要な契約事務

(10) 建設工事請負や物品納入等の契約締結（契約額が１件 1,000 万円を超える契約締結）、その他重要な契約締結

(11) 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備に限る。）の処分

(12) 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く。）のうち、損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価額が１件 500 万円以上のものの処分

(13) 寄附金の募集に関する事項

(14) 合併、解散及び解散した場合における残余財産の帰属者の選定

(15) 公益を目的とする事業

(16) 新たな事業の経営又は受託

(17) 社会福祉事業に関する許認可申請等

(18) 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項についての承認及び報告
(19) その他、法人の業務に関する重要事項

（報告事項）
第１７条　理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。
（１）監事の監査結果
（２）監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
（３）法人定款第２５条の規定により理事長が専決した事項
（４）その他、役員から報告を求められた事項

（理事会）
第１８条　理事会は、通常理事会と臨時理事会とに分けて、理事長が招集する。
２　通常理事会の時期及び審議に付すべき事項は、次のとおりとする。
（１）６月理事会
ア　前年度の決算報告及び事業実績報告
イ　その他、第１６条及び第１７条に規定する事項
（２）３月理事会
ア　当該年度予算の補正及び事業計画の変更
イ　翌年度の予算及び事業計画
ウ　その他、第１６条及び第１７条に規定する事項
３　臨時理事会は、当該年度予算の補正及び事業計画の変更があるとき、その他、第１６条及び第１７条に規定する事項等、理事長が必要と認めるときに招集する。
４　前項にかかわらず、各理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

（理事会の招集）
第１９条　理事長は、理事会を開催するときは、書面をもって招集日の７日前までに各理事に通知するものとする。
２　前項の書面には、提出議案書及び報告案件書を添付するものとする。

（充足数）
第２０条　理事会は、議決に加わることができる理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。
（関係者の出席）
第２１条　議長は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その内容等について説明または意見を徴することができる。

（議題の付議）
第２２条　議長は、あらかじめ招集通知に記載された、あるいは開催前に提示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
２　議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

（理事会の決議の省略）
第２３条　理事が議題を提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（理事会への報告の省略）
第２４条　理事及び監事が理事又は監事の全員に対して報告すべき事項を通知したときは、理事会決議の省略と同様に、当該事項の理事会への報告を省略することができる。ただし、業務の執行状況に関する理事長及び業務執行理事の報告は省略することができない。

（理事会の運営）
第２５条　理事会に議長を置き、議長はその都度互選するものとする。
２　理事会の決議（特別決議を除く。）において、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。
３　理事会は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、議案の内容について説明させることができる。

（議事録）
第２６条　理事会の議事について、理事会終了後速やかに議事録を作成するものとする。
２　議長は、議事録の正確を期すため適当と認める事務局職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させるものとする。
３　議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。
４　議事録は、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置くものとする。理事会の決議を省略した場合における提案につき理事全員が同意の意思を表示した書面または電磁的記録も同様とする。

（欠席理事への報告）
第２７条　理事長は、理事会に欠席した理事に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会終了後原則として１４日以内に送付するものとする。

第４章　役員

（選任手続き）
第２８条　理事長は、役員の任期満了直前の評議員会までに、次期役員となるべき候補者を選考しなければならない。
２　理事長は、選考に当たり、次期役員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に身分証明書及び履歴書を徴するものとする。ただし、重任となる役員にあっては身分証明書の提出を省略することができる。
３　次期役員は就任承諾書を事前あるいは選任された日当日に理事長あてに提出しなければならない。
４　理事長は、評議員会において選任された役員に対し委嘱状を交付するものとする。

（理事の義務等）
第２９条　社会福祉法第 38 条、第 45 条の 16 第 1 項並びに一般法人法第 84 条及び第 85 条に基づ

き、理事には善管注意義務、忠誠義務のほか、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときの監事への報告する義務を負う。

２　社会福祉法第130条2及び3に基づき、特別背任罪及び贈収賄罪等の罰則が設けられている。

（監事の資格等）

第３０条　監事は、法人の理事又は職員を兼ねることができない。

（監事の資格要件）

第３１条　監事には、次に掲げる者が含まれなければならない。

①　社会福祉事業について識見を有する者

②　財務管理について識見を有する者

（監査の実施）

第３２条　監事の決算監査は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を理事長が作成した後、速やかに（毎年６月末までの決算評議員会の前日までに）実施するものとする。

２　監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

３　監事は、前２項の監査を実施するときは、あらかじめ、監査事項を定めておくものとする。

（監査報告書）

第３３条　監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名押印の上、理事長に提出するとともに、理事会及び評議員会で報告するものとする。

（監事の義務等）

第３４条　監事は、社会福祉法第45条の18第3項において準用する一般法人法第101条2項に基づき、次に掲げる事項に該当する場合、その旨を理事会に報告する義務を負う。

①理事が不正な行為をしたとき

②理事が不正な行為をする恐れがあると認められたとき

③法令・定款に違反する事実があるとき

④著しく不当な事実があるとき

２　監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるものとする。

３　監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告しなければならない。

（中途退任）

第３５条　役員は、やむを得ない事由により任期の中途で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

（欠員の補充）

第３６条　役員の欠員補充については、法人定款第19条及び本細則第28条を準用する。

（役員名簿）
第３７条　理事長は、役員選任後、速やかに役員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

第５章　事務の専決

（事務の専決）
第３８条　理事長及び業務執行理事又は施設長が専決することのできる事項は、別表１のとおりとする。

（専決の報告）
第３９条　第17条の規定のほか、施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

（変更等）
第４０条　この細則を変更等しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

（旧規定の廃止）
第４１条　平成２３年１２月１日施行の社会福祉法人南富良野大乗会理事長専決規程は、これを廃止する。

附　則

この細則は、平成２９年　９月　１日から施行する。